

身体障害者手帳の交付を受けている人の標章の交付基準

標章の交付対象者

対象となる方は、和歌山県内に住所を有し、下記の障害の区分・等級に該当する手帳の交付を受けている方です。

障害の区分		身体障害者手帳の等級	
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	
聴覚障害		2級及び3級	
平衡機能障害		3級	
肢体不自由	上肢障害	1級、2級の1及び2級の2	
	下肢障害	1級から4級までの各級	
	体幹障害	1級から3級までの各級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
		移動機能	1級から4級までの各級
機能障害	心臓機能障害	1級及び3級	
	じん臓機能障害		
	呼吸器機能障害		
	小腸機能障害		
	ぼうこう又は直腸の機能障害		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	
	肝臓機能障害		

お問い合わせ先

警察本部交通規制課（代表電話 073-473-0110）又は各警察署の交通課